類型委 52－5(7)

古紙パルプ配合率に関する要求事項のある商品類型のうち当該要求事項が製品本体の環境性能に影響を及ぼさないものに係る軽微な改定（案）

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

製紙事業者による古紙パルプ配合率の偽装問題を受け、用紙、紙製品等、古紙パルプ配合率を重点的に基準化した商品類型については、認定申込みを一時停止しているところであるが、認定基準が本体機器の環境負荷に主眼に置いて設定されている商品類型で、製品に付随する取扱説明書などに関し古紙パルプ配合率の要求事項が設定されているもの（下記１参照）については、当該要求事項が製品本体の環境性能に影響を及ぼさないことから、これら要求事項を一時的に削除することとし、新たな検証方法が明確となった時点でこれを復活することとしたい。

具体的には、下記３に掲げる例に示す要求事項について、古紙パルプ配合率に関する審査・確認方法が確立するまで一時的に削除することとしたい。削除した要求事項については、今後商品類型 Ｎｏ107「印刷用紙 Version3」等において古紙パルプ配合率の検証方法が明確となった段階で、本項目について改めて検討し、復活することとする。

１．古紙パルプ配合率の基準項目を一時的に削除する商品類型

No.117「複写機 Version2.3」（No.117「複写機 Version2.1」も含む）
No.119「パーソナルコンピュータ Version2」
No.122「プリンタ Version2」（No.122「プリンタ」も含む）
No.128「日用品 Version1」（包装材の基準項目）
No.129「廃食用油再生せっけん Version1」（包装材の基準項目）
No.132「トナーカートリッジ Version1」
No.133「デジタル印刷機 Version1」
No.135「太陽電池を使用した製品 Version1」

２．改定日(予定)：2008 年 2 月 14 日

３．認定基準の改定例（No.117「複写機 Version2.3」の場合）

~~4-1-7 用紙~~
~~(33)使用できる用紙は少なくとも 1 種類以上、古紙パルプ配合率 100%の再生紙が、各社品質管理上の規定に基づき、使用可能なこと。~~

4-1-15 製品添付書類
(46) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a. および b~~〜c~~. に適合していること。

a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
~~c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~
ただし、海外で印刷されるものについては、a に適合すること~~、かつ b または以下 d の項目に適合すること~~でよい。
~~d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。~~

(47)以下の a. ～hi. のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。

~~f. 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること。~~

解説の記載例（No.117「複写機 Version2.3」の場合）

A-9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 取扱説明書の用紙について

(1)については認定基準策定項目として選定されたが、Version 2.3 の改定時に削除された。~~[認定基準 4-1-15(46)の策定]~~

資源循環に資する観点から古紙パルプを配合した用紙を使用すること、および古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であることを要件とした。古紙パルプの配合率については、商品類型 No.107「印刷用紙 Version2」に準じて 70%とした。また、製紙工程における環境負荷低減にむけ、パルプ漂白における塩素不使用についても「印刷用紙 Version2」に準じて要求することとした。その後 2008 年 1 月に古紙パルプを配合した用紙の公称配合率と実配合率が、多くの事業者で乖離していることが判明した。このことを受け、本体機器の環境負荷を主眼に置いて評価を行っている商品類型のうち、本体機器に付随する取扱説明書などに古紙パルプ配合率の要求事項を設定していた基準項目については、古紙パルプ配合率に関する審査・確認方法が確立するまで、当該基準項目を一時的に削除することとした。本項目については、今後、商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」等において古紙パルプ配合率の審査・確認方法等が確立した段階で改めて検討し、これを復活することとした。

【古紙パルプ配合率の該当基準項目（抜粋）一覧】

No.117「複写機 Version2.1」（=削除、___追記部分）
~~4-1-6 用紙~~
~~(28)使用できる用紙は少なくとも 1 種類以上、古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用可能なこと。~~

4-1-14 製品添付書類
(41)申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a および b~~～c~~に適合していること。
a.古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。
ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
b.使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
~~c.使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~
~~ただし、海外で印刷されるものについては、c の項目は適用しない。~~

(42)以下の①～⑧~~⑨~~のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
~~⑥用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること~~

No.117「複写機 Version2.3」（=削除、___追記部分）
~~4-1-7 用紙~~
~~(33)使用できる用紙は少なくとも 1 種類以上、古紙パルプ配合率 100%の再生紙が、各社品質管理上の規定に基づき、使用可能なこと。~~

4-1-15 製品添付書類
(46) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a. および b~~～c~~. に適合していること。
a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
~~c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~
ただし、海外で印刷されるものについては、a に適合すること~~、かつ b または以下 d の項目に適合すること~~でよい。
~~d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。~~

(47)以下の a. ～h~~i~~. のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
~~f. 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること。~~

No.119「パーソナルコンピュータ Version2」　（=削除、___追記部分）
(8) 製品とともに提供される申込機器の取扱説明書(ユーザマニュアル)のうち、紙製の印刷物は、添付 6「パソコンにおける取扱説明書」に適合すること。
(添付 6)
~~No.3 用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。ただし、海外で印刷するものは、本項目を必須としない。~~

No.122「プリンタ」(=削除、___追記部分)

~~4-1-1. 3R 設計~~

~~(4)印刷用紙は古紙 100%配合の再生紙が 1 種類以上使用可能なこと。ただし、感熱方式プリンタ、連続用紙に対応するプリンタおよび大判プリンタを除く。~~

~~4-1-6. 取扱説明書~~

~~(35)申込者の提供する取扱説明書（ユーザマニュアル）はエコマーク認定基準「紙製の印刷物」に適合していること。ただし、ホットメルト接着剤の使用を認める。海外で印刷されるものについては、古紙を使用していることおよびリサイクルに支障がないような製本形態であることでよい。~~

注 「紙製の印刷物」 (1) 印刷物に使用される用紙は、エコマーク認定基準 No.107「印刷用紙」を満たしていること。(古紙パルプ配合率 70%以上)

No.122「プリンタ Version2」(=削除、___追記部分)

A. インクジェット方式、ドットインパクト方式および感熱方式

~~4-1-7 用紙~~

~~(27)使用できる用紙は少なくとも 1 種類以上、古紙パルプ配合率 100%の再生紙が、各社品質管理上の規定に基づき、使用可能なこと。ただし、感熱式プリンタ、連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタを除く。~~

4-1-13 製品添付書類

(37)申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.および b ~~～c~~. に適合していること。

a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。

b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。

~~c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~

ただし、海外で印刷されるものについては、a に適合すること~~、かつ b または以下 d の項目に適合すること~~でよい。

~~d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。~~

(38) 以下の a.～f~~g~~ .のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。

~~d. 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること(連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタは除く~~。

B. 電子写真方式

~~4-1-7 用紙~~

~~(33) 使用できる用紙は少なくとも 1 種類以上、古紙パルプ配合率 100%の再生紙が、各社品質管理上の規定に基づき、使用可能なこと。ただし、連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタを除く。~~

4-1-14 製品添付書類

(45) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.および b ~~～c~~. に適合していること。

a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト

接着剤の使用を認める。

b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。

~~c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~

ただし、海外で印刷されるものについては、a に適合すること~~、かつ b または以下 d の項目に適合すること~~でよい。

~~d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。~~

(46) 以下の a.～h~~i~~.のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
~~e. 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること(連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタは除く)~~

No.128「日用品 Version1」(=削除、___追記部分)
4-1-1.共通基準と証明方法
(4)製品は、小売段階（小売しない製品は最終出荷段階）で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。
簡易包装を施す製品の~~それぞれの~~包装材料は、以下の基準を満たすこと。
~~a.紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~
~~b.板紙の古紙パルプ配合率が 90%以上であること。~~
~~c.~~プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成 12 年 7 月　経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

No.129「廃食用油再生せっけん Version1」(=削除、___追記部分)
4-1.環境に関する基準
(3)製品は、小売段階で簡易包装となるよう出荷していること。
~~簡易包装を施す製品の包装材料は、紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。板紙の古紙パルプ配合率が 90%以上であること。~~包装に使用されるプラスチック材料は、ISO11469 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成 12 年 7 月　経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

No.132「トナーカートリッジ Version1」(=削除、___追記部分)

~~4-1-3 取扱説明書に関する基準~~

~~(24)取扱説明書は、エコマーク認定基準「紙製の印刷物」に適合していること。ただし、ホットメルト接着剤の使用を認める。海外で印刷されるものについては、パルプの漂白工程において塩素ガスを使用していないことおよびリサイクルに支障がないような製本形態であることでよい。~~

注 「紙製の印刷物」 (1) 印刷物に使用される用紙は、エコマーク認定基準 No.107「印刷用紙」を満たしていること。(古紙パルプ配合率 70%以上)

~~4-1-4 包装材料に関する基準~~

~~(27)包装に使用される段ボールの古紙パルプ配合率が 50 %以上であること。~~

No.133「デジタル印刷機 Version1」(=削除、___追記部分)

~~4-1-6 用紙~~

~~(24)2 種類以上の古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用可能なこと。各用紙は、少なくとも坪量 70g/m2 以上と 70g/m2 未満で 1 種ずつとし、かつそれらの坪量の間には 10g/m2 以上の差があること。~~

4-1-11 製品添付書類

(33)申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a および b~~～c~~ に適合していること。

a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。
ただしホットメルト接着剤の使用を認める。

b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。

~~c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~
~~ただし、海外で印刷されるものについては、c の項目は適用しない。~~

(34)以下の①～⑫~~⑬~~のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。

~~⑥用紙には坪量の異なる古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること。~~

No.135「太陽電池を使用した製品 Version1」(=削除、___追記部分)

4-1-1 共通基準

(2)申込者の提供する取扱説明書 (ユーザマニュアル) は以下 a および b~~～c~~ に適合していること。

a.古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること(別表 1 参照)。

b.使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。

~~c.使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。~~